

令和4年度4月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年4月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂
13番 大館 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号17番 新井祥穂委員、1番 池田正巳委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字南谷ツです。地目は登記、現況ともに畑です。面積は160平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は学校法人が教育の運営に必要な施設の用に供するためです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、竹やぶとなっております。現状を是正し、露地野菜の作付けやタケノコを掘るなどの学習園として利用していくとのことですので、この申請については、農地法第3条第2項の第2号及び第5号を除く各号に該当せず、第2号及び第5号については同項ただし書きの不許可の例外により許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について

議長： 「議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字秋瀉の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,308平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地を購入するため、公売に参加するものです。

申請番号2番、所在地、地目、面積は申請番号1番と同じです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地を購入するため、公売に参加するものです。

申請番号3番、所在地、地目、面積は申請番号1番と同じです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地を購入するため、公売に参加するものです。

申請番号4番、所在地、地目、面積は申請番号1番と同じです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地を購入するため、公売に参加するものです。なお、受人は川島町及び東松山市に耕作地があり、各農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答でした。

申請番号5番、所在地、地目、面積は申請番号1番と同じです。受人、渡

人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地を購入するため、公売に参加するものです。なお、受人は川島町に耕作地があり、川島町農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答でした。

申請番号6番、所在地、地目、面積は申請番号1番と同じです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地を購入するため、公売に参加するものです。なお、受人は茨城県東茨城郡城里町に耕作地があり、城里町農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答でした。

申請番号7番、所在地は大字荒幡字西内手です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は165平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、申請地を購入するため、公売に参加するものです。

以上の7件です

議長： 申請番号1番について審議します。申請地、受人の営農状況及び中富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適正に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、適格要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により適格相当とします。

申請番号2番について審議します。受人の営農状況及び北岩岡地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適正に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、適格要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 続きまして受人の向陽町地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適正に管理されております。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により適格相当とします。

申請番号3番について審議します。受人の営農状況及び亀ヶ谷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続きまして受人の三ヶ島地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、砂利があり耕作ができるような状態ではありませんでした。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

委員： 三ヶ島地区の所有地については、以前第3条の許可を受けていると思いますが、詳細は分かりますか。

事務局： 平成30年12月総会において「農地法第3条の規定による競公買適格証明願について」の議案として審議し、平成31年2月総会において「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」許可しています。資材置場として利用されていた土地で、平成30年12月時点で現況が雑種地となっていました。受人より農地に原状回復する旨の是正計画書が提出されていたことから、適格相当及び第3条許可とされていました。当時と比べると重機やフェンス等は撤去されていますが、砂利は残っており、是正計画書にあった「畑として耕作できる状態にする」には至っていない状態と考えております。

委員： 以前の受人と今回の受人は別の人だと記憶していますが。

事務局： 以前の受人は今回の受人の父になります。今回の受人は個人として土地を所有していませんが、同一世帯の家族が50アール以上所有し、受人が150日以上耕作していることから第3条の要件を満たします。なお、受人の父が所有する土地の耕作状況についても耕作要件に含まれます。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手委員なし)

議長： 申請番号3番については、全会一致により不適格相当とします。

申請番号4番について審議します。川島町、東松山市での受人の耕作状況については事務局の説明のとおりです。意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により適格相当とします。

申請番号5番について審議します。川島町での受人の耕作状況については事務局の説明のとおりです。意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により適格相当とします。

申請番号6番について審議します。城里町での受人の耕作状況については事務局の説明のとおりです。意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により適格相当とします。

申請番号7番について審議します。受人は申請番号3番と同一人になりま

す。意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番について、申請番号3番と同様に不適合相当としてよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号7番については、全会一致により不適合相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字中道の12筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は12筆合わせて7,665平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は流通業務等施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については高速自動車道のインターチェンジの出入口から300m以内にあることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、大規模流通施設である倉庫を建築するものです。

以上の1件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字北原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,672平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分に

については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は大字下富字柳野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は159平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅への進入路とするものです。

申請番号3番、所在地は大字城字広ヶ谷戸です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,694平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は2,345平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,026平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字武野原の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,968平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字武野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,678平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて5,120平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の1筆と大字下富字雪見原の3筆、合わせて4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて6,000平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字八雲ヶ原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,861平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりで

す。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,949平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間です。

以上の8件です。

議長： 申請番号1番及び2番については関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番及び2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番及び2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定で
よろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番及び2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。

- 委員：（全員挙手）
- 議長：申請番号5番については、全会一致により決定とします。
申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長：申請番号6番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員：（全員挙手）
- 議長：申請番号6番については、全会一致により決定とします。
申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長：申請番号7番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員：（全員挙手）
- 議長：申請番号7番については、全会一致により決定とします。
申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長：申請番号8番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員：（全員挙手）
- 議長：申請番号8番については、全会一致により決定とします。

6 報告事項について

- 議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。
- 事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、

13件の届出がありました。

「報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明をしました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。